

「貨物自動輸入許可管理弁法」

2004年11月10日

日本貿易振興機構（ジェトロ） 上海センター 編

※ 本資料のご利用にあたって

本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈等をできる限り正確に記するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報等の正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

なお、中国政府が発表した原文については、法令名をクリックすることでご参照いただけます。

商務部、税関総署令2004年26号 『貨物自動輸入許可管理弁法』

『貨物自動輸入許可管理規則』はすでに2004年12月9日商務部第17回部務会議を通過したので、ここに公布し、2005年1月1日より施行する

部長：薄熙来

署長：牟新生

二〇〇四年十一月十

貨物自動輸入許可管理弁法

第一条 輸入貨物の一部について有効に監視するため、貨物の自動輸入許可管理を規範し、『中華人民共和国対外貿易法』と『中華人民共和国貨物輸出入管理条例』に基づき、本規則を制定する。

第二条 貨物輸入に従事する対外貿易経営者或はその他の団体は、『自動輸入許可管理貨物目録』内に属する商品を中華人民共和国境内に輸入する場合、本規則を適用する。

第三条 中華人民共和国と商務部(以下商務部と称する)は監視貨物の輸入状況の需要に基づき、一部の輸入貨物に対し自動許可管理を実行し、少なくとも実施前の21日以内にこれらの目録を公布する。現行の『自動輸入許可管理貨物目録』は後に付属する(付属一を参照)

第四条 自動輸入許可管理の貨物目録を実行し、具体的貨物名称、税関商品コードを含み、商務部は税関総署などの関連部門と共同で確定、調整を行う。当該目録は商務部が公告形式で発布する。

第五条 商務部は割当額許可証事務局、商務部特派員駐在事務所、各省、自治区、直轄市、計単列市商務(対外経済貿易)主管部門及び部門と地方機電製品輸出入機構(以下許可証発行機構と称する)に授権し、自動輸入許可貨物管理と「自動輸入許可証」の発行作業の責任を負う。「自動輸入許可級別許可証発行機構リスト」を付属する(付属二を参照する)。

第六条 「自動輸入許可証」(表見本は付属三を参照)と自動輸入許可証専用印(印章見本は付属四を参照)は、商務部が責任を持って統一して監督製作し、許可証発行機構に配布する。各許可証発行機構は必ず指定する担当者によって保管し、専門的に管理・使用を行う。

第七条 輸入は自動輸入許可管理に属する貨物は、荷受人（輸入元と輸入ユーザーを含む）が税関の通関手続きを行う前、所在地或はこれに対応する許可証発行機構に自動輸入許可証の申請を提出するとともに、「自動輸入許可証」を取得しなければならない。

申請輸入法律法規は入札購入しなければならない貨物を規定し、荷受人は法に基づき入札募集しなければならない。

税関が自動輸入許可証専用印を捺印した「自動輸入許可証」に基づき検査手続きを行う。銀行は「自動輸入許可証」に基づき為替販売と為替支払いの手続きを行う。

第八条 荷受人は自動輸入許可証を申請し、以下の資料を提出しなければならない。

- 1、荷受人の貨物輸出入取り扱い資格証書、行政登記書類或は外商投資企業批准証書（以上の証書、書類は西暦の年度内に初回申請受領者に限って提出する）
- 2、自動輸入許可証申請表（見本は付属五を参照）
- 3、貨物輸入契約
- 4、輸入代理に委託するものに属する場合、輸入代理協議（原本）を提出しなければならない。
- 5、輸入貨物の用途或は最終ユーザーについて法律法規で特定規定している場合、輸入貨物の用途或は最終ユーザーが国家规定に合致している証明資料を提出しなければならない。
- 6、『目録』中に列挙している異なる商品について提出しなければならない資料
- 7、商務部が規定するその他の提出しなければならない資料。荷受人は、提出資料の真実について責任を負い、且つ、その関連経営活動が国家法律規定に合致していることを保証しなければならない。

第九条 荷受人は直接許可証発行機構に「自動輸入許可証」を書面申請することができるとともに、インターネット申請も行うことができる。

書面申請：荷受人は許可証発行機構で「自動輸入許可証申請表」（コピー可）などの関連資料を受領する、或は関連WEBからダウンロードすることができ、要求に合わせて事実を記入し、運送、郵送或はその他の適当な方法を採用し、本規則で制定するその他の資料と共に許可証発行機構に提出する。

インターネット申請：荷受人はまず許可証発行機構で企業身分認証の電子キーワードを受領する。申請時、関連WEBに登録後、関連申請システムに進入し、要求に基づき事実をオンラインで「自動輸入許可証申請表」などの資料に記入する。同時に許可証発行機構に本規則で規定する関連資料を提出する。

第十条 許可申請内容が正確である、且つ形式が整っている場合、許可証発行機構は遅くとも10仕事日以内に「自動輸入許可証」を発行しなければならない。

第十一条 荷受人は国家の自動輸入許可貨物取り扱い関連法律法規要求に合致する場合、「自動輸入許可証」を申請取得することができる。

第十二条 以下に列挙する方式で自動許可貨物を輸入する場合、「自動輸入許可証」の受領を免除することを許される。

- 1、加工貿易プロジェクトにおける輸入と繰り返し輸出の場合（原油、製品油を除く）
- 2、外商投資企業が投資輸入或は投資額内として生産し自使用する場合
- 3、サンプル広告品、実験品を輸入し、各ロット価格が5000人民元を超えない場合
- 4、暫定的に輸入する税関監督管理貨物
- 5、国家法律法規でその他の「自動輸入許可証」免除を規定する場合。

第十三条 中華人民共和国保税區、輸出加工区などの税関特殊監督管理区域及び保税倉庫、保税物流センターに入る自動輸入許可管理に属する貨物は、本規則を適用しない。保税區、輸出加工区などの税関特殊監督管理区域或は保税倉庫、保税物流センターから自動輸入許可管理貨物を入れる場合、本規則第十二条の規定を除き、「自動輸入許可証」を受領しなければならない。

第十四条 加工貿易輸入自動許可管理貨物は、関連規定に基づき繰り返し輸出を行わなければならない。繰り返し輸出ができないため国内販売に転ずる場合、現行加工貿易の国内販売転化に関する手順に基づき「自動輸入許可証」を申請し、各商品の具体的申請規定は『自動輸入許可管理貨物目録』を参照する。

第十五条 国家は自動輸入許可管理物質を臨時的に輸入禁止或は輸入する数量の制限措置を行う場合、臨時措置の効力が発生した日から「自動輸入許可証」の発行を停止する。

第十六条 荷受人がすでに申請受領した「自動輸入許可証」は、未使用の場合、有効期間内にもとの許可証発行機構に返却し、その原因を説明する。許可証発行機構は荷受人が返却した「自動輸入許可証」を取消す。「自動輸入許可証」を紛失した場合、荷受人は直ちにもとの許可証発行機構及び自動輸入許可証証書に明記されている輸入港の所在地の税関に書面で紛失届を報告する。もと許可証発行機構は紛失届を受け取った後、審査を通して悪い結果がなければ、新たに補充発行する。

「自動輸入許可証」は発行した日から1ヶ月尚も許可証を受領しない場合、許可証発行機構は回収して取消することができる。

第十七条 税関はバラ積み貨物の過不足数量については貨物総量において±5%以内の許可証検収を免除する。原油、製品油、化学肥料、鋼材など四種類の大口貨物のバラ積み過不足数量については貨物総量の±3%以内の許可証検収を免除する。

第十八条 商務部は「自動輸入許可証」項目における貨物について原則上「一批准一証明」の管理を実行し、一部の貨物は「非一批准一証明」の管理を実行することができる。

「一批准一証明」とは、同一「自動輸入許可証」は数回に分けて累計して通関使用してはならず、同一輸入契約の項目のもと、荷受人は複数の「自動輸入許可証」を申請、受領することができることを指す。

「非一批准一証明」とは、同「自動輸入許可証」は有効期限内に数回に分けて累計して通関使用することができるが、累計使用は六回を超えてはならないことを指す。税関は「自動輸入許可証」原本に「税関検収付箋欄」内に批准意見を書き込んだ後、税関ではコピーを保管し、最終回の使用後、税関は原本を保管する。

「非一批准一証明」で輸入自動輸入許可管理の大口バラ積み商品は、各貨物を輸入するとき、その実際の輸入数量に基づき自動輸入許可証の一定数量を除く。最終ロットの貨物を輸入するとき、その過剰数量は当該自動輸入許可証の実際余った数量に基づき規定の過剰貨物が許される上限内で計算する。

第十九条 「自動輸入許可証」は西暦年度内において有効であり、有効期限は6ヶ月とする。

第二十条 「自動輸入許可証」の期間延長或は変更が必要である場合、もとの許可証発行機構は一律的に新たに手続きを行い、新許可証は備考欄にもとの許可証番号を注記する。「非一批准一証明」を実行する自動輸入許可証の期間延長或は変更が必要である場合、もとの許可証は通関済みの数量を審査削減した後、残りの数量に基づき新許可証を発行する。

第二十一条 未申請受領の「自動輸入許可証」は、勝手に自動輸入許可管理の貨物を輸入する場合、税関が関係法律、行政法規の規定処理、処罰を行う。構成犯罪の場合は、法に基づき刑事責任を追究する。

第二十二条 「自動輸入許可証」の偽造、変造、売買、或は騙し行為などの不当な手段で「自動輸入許可証」を獲得する場合、関係法律、行政法規の規定に基づき処罰する。構成犯罪の場合は、法に基づき刑事責任を追究する。

第二十三条 自動輸入許可証の発行管理細則は商務部が本規則に基づき別に制定する。

第二十四条 本規則は商務部、税関総署が責任をもって説明する。

第二十五条 本規則は2005年1月1日より施行する。この前の関連管理規定と本規則が合致しない場合、本規則を基準とする。

附属一：『自動輸入許可管理貨物目録』（中文）

（附属二、三、四、五は省略）